

平成 27 年 第 9 回 農業委員会総会

日 時 平成 27 年 9 月 25 日 (金) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
	4 番 大城 誠常		6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
		17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

3 番 仲西 栄二 5 番 山城 学 15 番 友利 一彦
16 番 金城 勲

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 国吉 孝

【議事録署名人】

4 番 大城 誠常 6 番 島當 道広

【議事日程】

日程第 1 議案第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 44 号 農地法第 3 条買受適格証明願いについて
日程第 5 議案第 45 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第 6 議案第 46 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画
について

平成 27 年 第 9 回 総会 議事録

事務局	ただいまから平成 27 年第 9 回農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3 番仲西栄二委員、5 番山城学委員、15 番友利一彦委員、16 番金城勲委員から欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくをお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは、これより平成 27 年第 9 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 4 番大城誠常委員、6 番島當道広委員です。次回調査委員が 16 番金城勲委員、17 番大城えり子委員、18 番大本秀子委員となっています。よろしくをお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(14 件) 日程第 2 議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(1 件) 日程第 3 議案第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(9 件) 日程第 4 議案第 44 号 農地法第 3 条買受適格証明願いについて(4 件) 日程第 5 議案第 45 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件) 日程第 6 議案第 46 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(7 件) となっています。 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 41 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 14 件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は真壁の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。2 番から 5 番は関連しております。2 番は宇江城の 1 筆であります。3 番は真栄平の 1 筆と国吉の 1 筆です。4 番は大度の 1 筆と真栄平の 1 筆です。5 番は大度の 3 筆です。2 番から 5 番は 5 年間の賃貸借権の設定であります。6 番は伊敷の 1

	筆で売買による所有権の移転であります。7 番は国吉の 5 筆で贈与による所有権の移転であります。8 番は米須の 2 筆で売買による所有権の移転であります。9 番は大度の 3 筆で交換による所有権の移転であります。10 番は真栄里の 4 筆で贈与による所有権の移転であります。11 番は米須の 2 筆で 3 年間の賃貸借権の設定であります。12 番は真栄平の 1 筆で売買による所有権の移転であります。13 番は伊原の 1 筆で売買による所有権の移転であります。14 番は大里の 2 筆で 3 年間の賃貸借権の設定であります。以上であります。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 41 号について、議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 42 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、6 ページをお開き下さい。1 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地で一般住宅への転用であります。以上です。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	今回は 2 名で調査して参りました。では、7 ページをご覧ください。申請地周辺は住宅地であり、一般住宅を建てるとのことで問題ないものと判断しました。以上です。

会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 42 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に、日程第 3 議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 9 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 10 ページお開き下さい。1 番は糸洲の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地で一般住宅への転用です。売買による所有権移転であります。2 番は米須の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地で侵入道路への転用です。売買による所有権移転であります。3 番は武富の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地で一般住宅への転用です。使用貸借権の設定であります。4 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地で一般住宅への転用です。売買による所有権移転であります。5 番は阿波根の 1 筆で一般住宅であります。売買による所有権移転であります。6 番は阿波根の 1 筆で資材置場への転用であります。売買による所有権移転であります。7 番 8 番 9 番は関連いたします。7 番は潮平の 1 筆であります。8 番は潮平の 1 筆であります。9 番は潮平の 2 筆であります。認定こども園の建設であります。売買による所有権移転であります。以上であります。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
委員	今回は 2 名で調査して参りました。では、12 ページをご覧ください。申請地は住宅が練たんしており問題ないものと判断しました。次に 14 ページをご

	覧ください。申請地は山林等に囲まれた農地であり問題ないものと判断しました。次に 16 ページをご覧ください。申請地は宅地及び雑種地等に囲まれた農地であり問題ないものと判断しました。次に 18 ページをご覧ください。申請地は集落内にある農地で問題ないものと判断しました。次に 20 ページをご覧ください。申請地は住宅が練たんしており問題ないものと判断しました。次に 22 ページをご覧ください。申請地は宅地等に囲まれた農地であり問題ないものと判断しました。次に 24 ページをご覧ください。申請地は山林や原野、段差に囲まれた農地であり問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 43 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に、日程第 4 議案第 44 号農地法第 3 条買受適格証明願いについて 4 件であります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、26 ページをお開きください。農地の農地法第 3 条買受適格証明願いであります。農地の所在地は大度の 2 筆で、合計 3,092 m² あります。4 名からの証明願いがあります。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。

会長	それでは、議案第 44 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	次に、日程第 5 議案第 45 号議案農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、28 ページと 29 ページにあります、農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてであります。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案 45 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案 46 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、33 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 27-62 番は糸洲の 4 筆で 9 年間の使用貸借権の設定です。小菊の規模拡大で

	す。27-63 番は武富の 1 筆で 3 年間の賃借権の設定です。インゲンの規模拡大です。27-64、27-65 番は小波蔵の 1 筆で 3 年間の賃借権の設定です。オクラの規模拡大であります。27-66 番から 27-68 番は関連しております。いずれも阿波根の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。ハウス野菜の新規就農であります。27-69 番は大里の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。モリンガの規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	議案 46 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 4 番 大城 誠常 6 番 島當 道広

